

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年11月19日
【計算期間】	第7特定期間（自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日）
【ファンド名】	イーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 和田 康志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【事務連絡者氏名】	山本 亮子
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
【電話番号】	03-5224-3400
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、主として南アフリカ共和国の債券に実質的に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、追加型投信 / 海外 / 債券に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国 内	株 式
追加型投信	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

○当ファンドが該当する商品分類の定義

「追加型投信」... 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「海外」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「債券」... 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般	年2回	日本		
大型株	年4回	北米		
中小型株	年6回	欧州	ファミリー ファンド	あり
債券	（隔月）	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	（毎月）	中南米		
社債	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他債券	その他	中近東（中東）		
クレジット属性		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
（投資信託証券				
（債券））				
資産複合				

（注1）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

（注2）属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

○当ファンドが該当する属性区分の定義

「その他資産（投資信託証券（債券））」... 目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、実質的に債券に投資する旨の記載があるものをいいます。

「年12回（毎月）」… 目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

「アフリカ」… 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファミリーファンド」… 目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

「為替ヘッジなし」… 目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

信託金の限度額

信託金の限度額は3,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 南アフリカ・ランド建て債券を実質的な主要投資対象とします。

- ・イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンドへの投資を通じて、主として南アフリカ共和国の政府、政府機関および企業等または国際機関の発行する南アフリカ・ランド建て債券へ投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. マザーファンドの運用は、P P M S A（南アフリカ共和国の運用拠点）が行います。

- 運用の委託先の名称：ブルーデンシャル・ポートフォリオ・マネジャーズ（南アフリカ）（Pty）リミテッド（略称：P P M S A）
- 委託の内容：南アフリカ共和国の債券の運用の指図に関する権限

P P M S Aは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびP P M S Aは、主に米国で事業を展開しているブルーデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

- ・P P M S Aは、1993年に南アフリカ共和国・ケープタウンに設立され、現在、ヨハネスブルグ、隣国のナミビア共和国でも事業を展開しています。2013年7月末現在、運用資産残高は、約1,437億ランド（約1兆4,226億円^{*}）に及びます。最終親会社グループはグローバルに展開する企業の中でも南アフリカ共和国に拠点をもち、数少ない金融グループです。

^{*} 2013年7月末現在、1ランド＝9.9円で換算。出所：Bloomberg L.P.

ファンドの仕組み

- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式を採用し、「イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド」への投資を通じて、主として、南アフリカ・ランド建て債券に投資します。
- ・「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまはベビーファンドに投資し、ベビーファンドはその資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



<PPMSAの運用プロセス>

PPMSAでは、個別銘柄および債券市場の分析に基づいて、債券価値の評価を行い、中長期的な超過収益の獲得を目指す運用を行います。



※上記の運用プロセスは今後変更される場合があります。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

- ・実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

4. 毎月20日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配を行います。

- ・原則として、毎決算時に、主に利子・配当等収益から安定的に分配を行うことを目指します。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、利子・配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）等からも収益分配を行う場合があります。
- ・委託会社の判断で収益分配を行わないことがあります。

<収益分配のイメージ>



上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

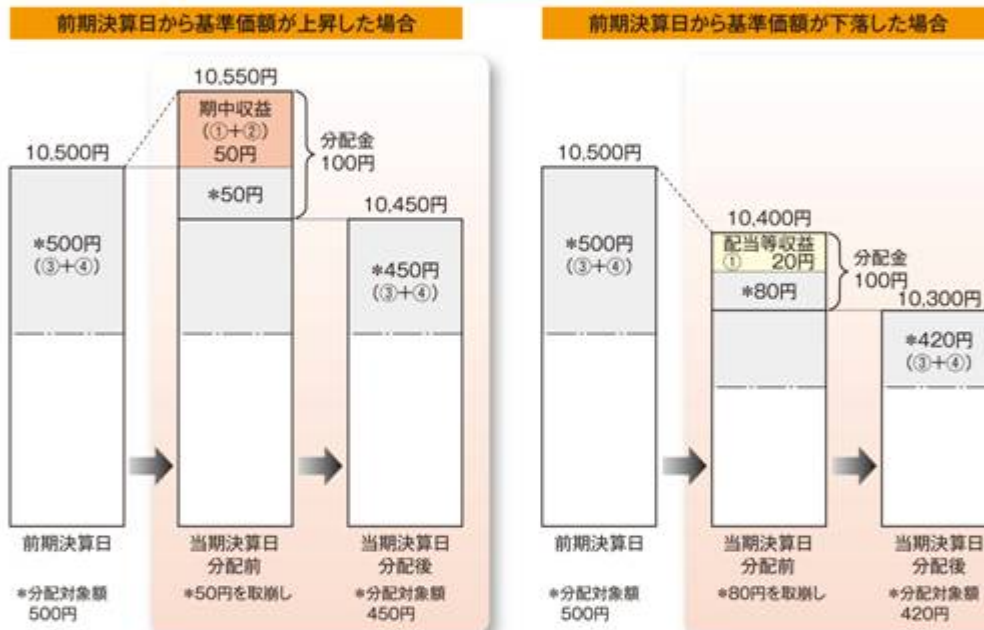
〔収益分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配金は、分配方針に基づき、以下の分配対象額から支払われます。

①経費控除後の配当等収益 ②経費控除後の売買益・評価益 ③分配準備積立金 ④収益調整金

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

追加的記載事項

▶ 南アフリカ債券への投資のポイント

ポイント① 経済 南アフリカはアフリカを代表する経済大国の一つであり、今後も堅調な成長が予想されています。

ポイント② 天然資源 南アフリカは豊富な天然資源に恵まれており、希少な天然資源である「レアメタル」も有しています。

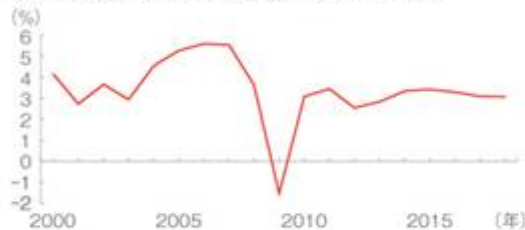
ポイント③ 債券市場 南アフリカ国債の利回りは、相対的に高い水準にあります。



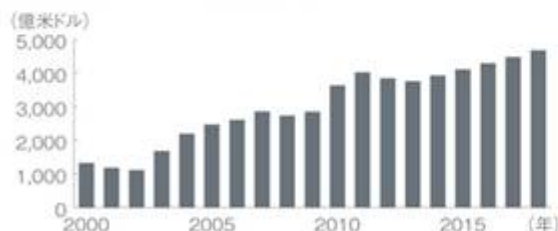
南アフリカ経済の動向

南アフリカ経済は、今後も堅調な成長を遂げると予想されており、成長過程にあるアフリカ経済の牽引役となっています。

南アフリカの実質GDP成長率の推移(2000年～2018年)



南アフリカの名目GDPの推移(2000年～2018年)



出所:IMF世界経済見通しデータベース(2013年4月)のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。一部予測値。

アフリカを代表する経済大国

南アフリカは、名目GDPの規模が3,760億米ドル(2013年予測値)とアフリカのサブ・サハラ地域の名目GDPの3割弱を占めており、アフリカを代表する経済大国の一つとなっています。

アフリカ[※]の名目GDP上位5カ国(2013年予測値)

順位	国名	2013年 (億米ドル)
1	南アフリカ	3,760
2	ナイジェリア	2,837
3	アンゴラ	1,256
4	ケニア	465
5	エチオピア	463

出所:IMF世界経済見通しデータベース(2013年4月)のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。予測値。
※サブ・サハラ地域(アフリカのうち、サハラ砂漠より南の地域)。

豊富な天然資源

南アフリカは、多様な天然資源に恵まれています。プラチナ、金等の貴金属に加え、近年需要が高まっているクロム、マンガンなどの「レアメタル」も豊富に有しています。

南アフリカの天然資源生産量の順位およびシェア(2012年予測)

鉱物	順位	生産量シェア	主な用途
プラチナ	1位	71.5%	宝飾品、触媒
クロム	1位	45.8%	特殊鋼原料
マンガン	1位	21.9%	製鉄原料、電極材
金	5位	6.3%	宝飾品、貨幣
ダイヤモンド	5位	5.1%	工業用、宝飾品

出所:USGS "Mineral Commodity Summaries 2013"のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

※上記は作成時点において各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

追加的記載事項

▶ 南アフリカ債券市場の現状

債券市場と為替の動向

南アフリカ債券市場は中長期で見て堅調に推移しているものの、対円の為替は2008年以降に大きく変動しています。南アフリカ債券への投資においては、債券市場および為替の動向にも注視していく必要があります。

南アフリカ債券指数および南アフリカ・ランド(対円)の推移
(2003年1月末～2013年9月末)

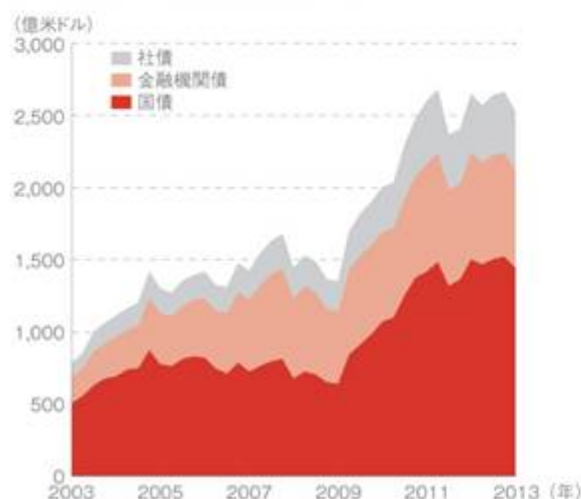


出所:Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。南アフリカ債券指数はBEASSA ALL Bond Index(現地通貨ベース)を使用。

拡大傾向にある債券市場

債券市場の規模は年々拡大傾向にあり、長期的にみて市場流動性も高まっています。国債だけでなく、社債についても市場規模が拡大しています。

南アフリカの債券発行残高の推移
(2003年3月期～2013年3月期の四半期ベース)

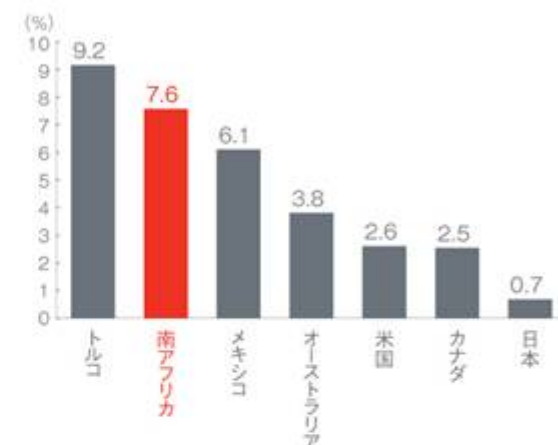


出所:BIS Quarterly Reviewのデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

相対的に高い利回り

南アフリカ国債の利回りは、先進国の国債の利回りと比べて相対的に高い水準になっています。また、新興国の中でも高い格付けとなっています。

各国の国債利回り比較(2013年9月末現在)



出所:Bloomberg L.P. のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。各国の10年国債利回りの指標を使用。

南アフリカの概要

国名	南アフリカ共和国
人口	5,181万人(2013年予測値)
面積	122万km ² (日本の約3.2倍)
言語	英語、アフリカーンス語、バンツール諸語(ズールー語、ソト語ほか)の合計11が公用語
通貨	ランド(2013年9月末現在、1ランド=9.7円)
政体	共和制
主要産業	(農業) 畜業、とうもろこし、柑橘類など (鉱業) 金、ダイヤモンド、プラチナ、ウランなど (工業) 食品、製鉄、化学など

「虹の国」南アフリカ

南アフリカには現在、様々な民族が暮らしています。この多様性とその融合を虹に例え、「Rainbow Nation」(虹の国、七色の国民)と呼ばれています。

出所:外務省、IMF世界経済見通しデータベース(2013年4月)、Bloomberg L.P.。

※上記は作成時点において各種データに基づき作成したものであり、将来の運用成果等を示唆または保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

平成22年3月30日

平成24年2月14日

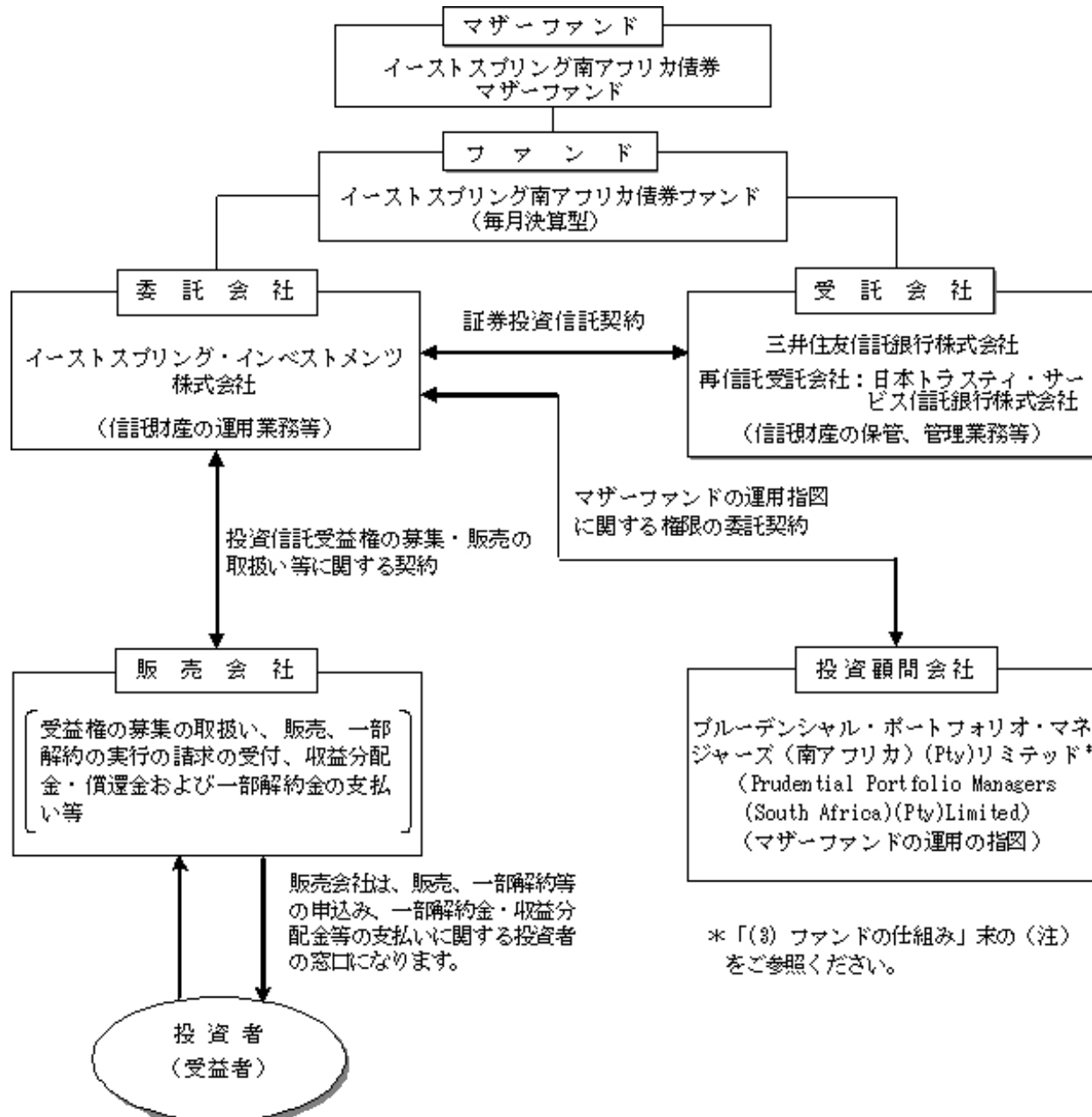
証券投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

「PCA南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）」から「イーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）」にファンド名変更。

「PCA南アフリカ債券マザーファンド」から「イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド」にファンド名変更。

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

*「(3) ファンドの仕組み」末の（注）
をご参照ください。

委託会社およびファンドの関係法人

- a. 委託会社：イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
当ファンドの委託者として信託財産の運用業務等を行います。
- b. 受託会社：三井住友信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。
- c. 販売会社：
当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

- d．投資顧問会社：ブルーデンシャル・ポートフォリオ・マネジャーズ（南アフリカ）
（Pty）リミテッド（Prudential Portfolio Managers（South Africa）
（Pty）Limited）

（略称：P P M S A）（注）

委託会社より、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

- a．受託会社と締結している契約

証券投資信託契約が締結されており、投資信託財産の運用方針、信託報酬の総額、受益権の募集方法に関する事項等が定められています。

- b．販売会社と締結している契約

投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約が締結されており、受益権の募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金・一部解約金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

- c．投資顧問会社と締結している契約

投資一任契約が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬等が定められています。

委託会社の概況

- a．資本金の額

平成25年9月末日現在 649.5百万円

- b．委託会社の沿革

平成11年12月	ピーピーエム投信投資顧問株式会社設立
平成12年 1月	投資顧問業の登録
平成12年 5月	投資一任契約にかかる業務の認可を取得
平成12年 5月	証券投資信託委託業の認可を取得
平成14年 1月	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成19年 9月	金融商品取引法施行による金融商品取引業（投資助言・代理業、投資運用業、第二種金融商品取引業）のみなし登録
平成22年12月	P C Aアセット・マネジメント株式会社へ商号変更
平成24年 2月	イーストスプリング・インベストメンツ株式会社へ商号変更

- c．大株主の状況（平成25年9月末日現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
ブルーデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（以下「P C H L」といいます。）（注）	英国 ロンドン市 ローレンス・パウト ニー・ヒル EC4R 0 HH	23,060株	100%

（注）P P M S AおよびP C H Lは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社、P P M S AおよびP C H Lは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

投資態度

- a．イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンドの受益証券への投資を通じて、主として南アフリカ共和国の政府、政府機関および企業等または国際機関の発行する南アフリカ・ランド建て債券へ投資を行います。
- b．実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- d．資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて、投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ 金銭債権（上記イおよび下記二に掲げるものに該当するものを除きます。以下同じ。）

ニ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

- 2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ 為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を主としてイーストスプリング・インベストメンツ株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたイーストスプリング南アフリカ債券マザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．株券または新株引受権証券
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1．から11．までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下15.において同じ。）で15.に定めるもの以外のもの
15. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。以下本15.において同じ。）または外国投資証券で投資法人債券に類する証券
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
23. 外国の者に対する権利で上記22.の有価証券の性質を有するもの

なお、上記1.の証券または証書、12.および18.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までおよび15.の証券ならびに12.および18.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.および14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

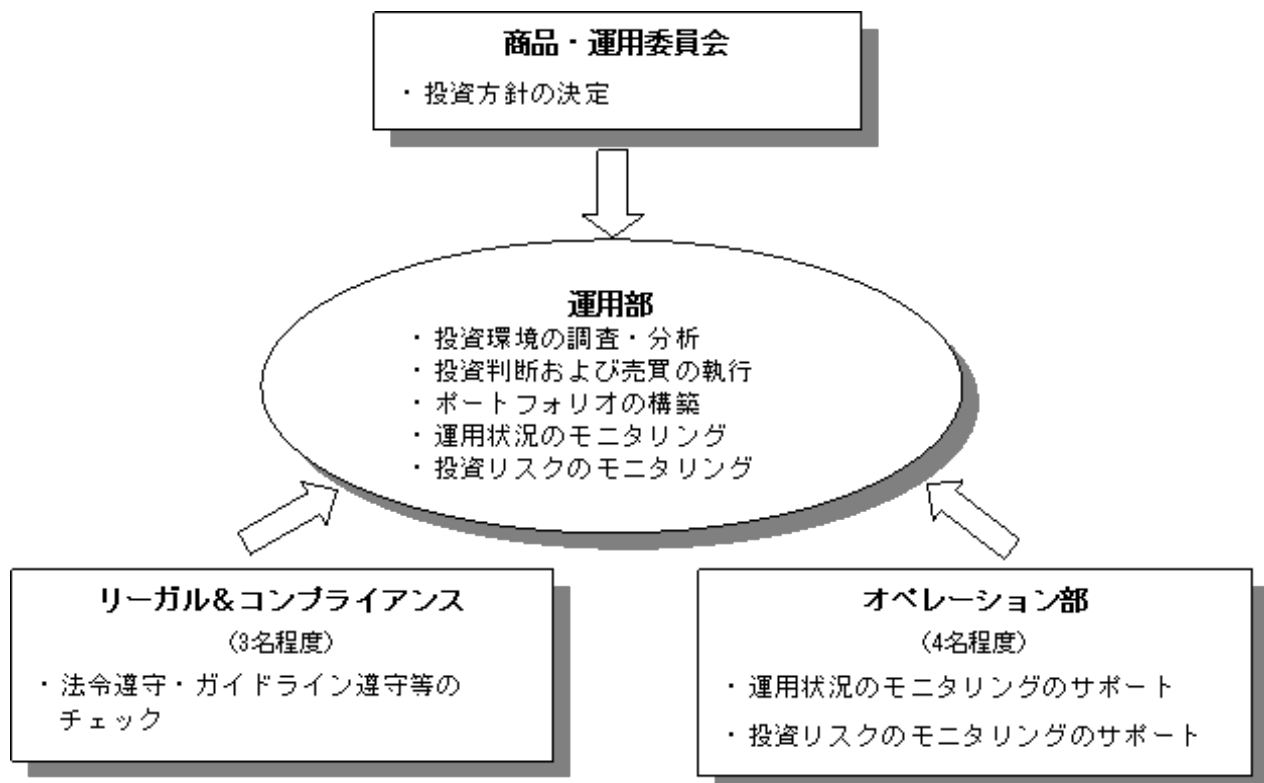
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5.の権利の性質を有するもの

ただし、上記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

< 委託会社の運用体制および内部管理体制 >



1. 商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
2. 運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

< 運用体制に関する社内規則 >

委託会社は、「投資運用業に係る業務運営規程」および「業務委託に関する規程」に則って運用を行います。

< 委託会社によるファンドの関係法人に対する管理体制 >

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、内部統制に関する外部監査人による報告書等を定期的に受取り、業務執行体制のモニタリングを行っています。

投資顧問会社に対しては「業務委託に関する規程」に則り、ガイドラインの遵守状況等のチェックが行われていることの確認を行っています。

委託会社は、投資一任契約に基づき、当ファンドのマザーファンドの運用指図に関する権限の一部を、投資顧問会社に委託します。

< 投資顧問会社の運用体制 >

1. 債券運用チームにおいて、債券市場およびマクロ経済等の分析および戦略の決定を行い、ポートフォリオを構築します。
2. 継続的にポートフォリオのリスク分析およびモニタリングを行います。

なお、当ファンドの運用体制は平成25年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する利子・配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし利子・配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし利子・配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。
2. 収益分配金額は、上記1.の範囲内で委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断で収益分配を行わないことがあります。
3. 留保益の運用については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

<収益分配のイメージ>



上記の図は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「利子・配当等収益」といいます。）とみなし利子・配当等収益との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - b. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし利子・配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等相当額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の収益分配金にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。
2. 上記1. a. におけるみなし利子・配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる利子・配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
3. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5)【投資制限】**信託約款に定める投資制限****1．外貨建資産への投資制限**

外貨建資産への実質投資割合 には制限を設けません。

「実質投資割合」とは、信託財産に属する当該資産とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の信託財産の純資産総額に占める割合をいいます。以下同じ。

2．株式等への投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

3．投資する株式等の範囲

委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場で取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

4．同一銘柄の株式等への投資制限

- a．同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- b．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5．投資信託証券への投資制限

投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

6．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

7．先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
- b．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

8．スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。

- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
9. 金利先渡取引の運用指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- e. 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割引いた額の金銭の授受を約する取引を行います。
10. 有価証券の貸付けの指図および範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次のイ. およびロ. の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- イ. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
- ロ. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. のイ. およびロ. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたり担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
11. 有価証券の空売りの指図範囲
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記12. の規定により借入れた有価証券を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
12. 有価証券の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支払われます。
13. 外国為替予約取引の指図
- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約の取引を指図することができます。
- b. 上記a. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額を円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額について為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

- c. 上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
 - d. 上記a. およびb. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
14. 資金の借入れ
- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
 - c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - d. 借入金の利息は信託財産中から支払われます。

法令に基づく投資制限

1. デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）
- 委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行うことまたは継続することを受託会社に指図しません。
2. 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）
- 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しません。

（参考）イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンドの投資方針

（1）投資方針

基本方針

この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

運用方法

1．投資対象

南アフリカ共和国の政府、政府機関および企業等または国際機関の発行する南アフリカ・ランド建て債券を主要投資対象とします。

2．投資態度

- a．主として南アフリカ共和国の政府、政府機関および企業等または国際機関の発行する南アフリカ・ランド建て債券へ投資を行い、安定的な利子収入の確保および信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。
- b．外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- c．PPMSAに運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- d．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引を行うことがあります。
- e．資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3．投資制限

- a．外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- b．株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- c．同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- d．同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- e．投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドは、値動きのある有価証券を実質的な主要投資対象とするため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

1. 為替変動リスク

為替相場は、投資対象国・地域の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により変動します。当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。

2. 金利変動リスク

一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落します。当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて主として債券に投資しますので、金利が上昇した場合は、基準価額の下落要因となります。

3. 信用リスク

有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、当該有価証券等の価格が大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。特に債券の発行者に債務不履行（元本や利子の支払い不能）やその可能性が生じた場合には、債券の価格は大きく下落する可能性があり、基準価額の下落要因となります。

4. カントリーリスク

一般に、新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があります。政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として新興国の有価証券に投資を行いますので、投資対象国・地域において、上記の要因等により投資資産の価格が大きく変動することや投資資産の回収が困難になることがあります。

5. 流動性リスク

組入れた有価証券等の市場規模が小さく取引量が少ない場合、または市場が急変した場合、当該有価証券等を売買する際に、希望する時期や価格で売買できない場合があります。不利益を被るリスクがあります。当ファンドの一部解約金の支払資金手当てのために、実質的に組入れた有価証券等を売却する場合には、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額の下落要因となる可能性があります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

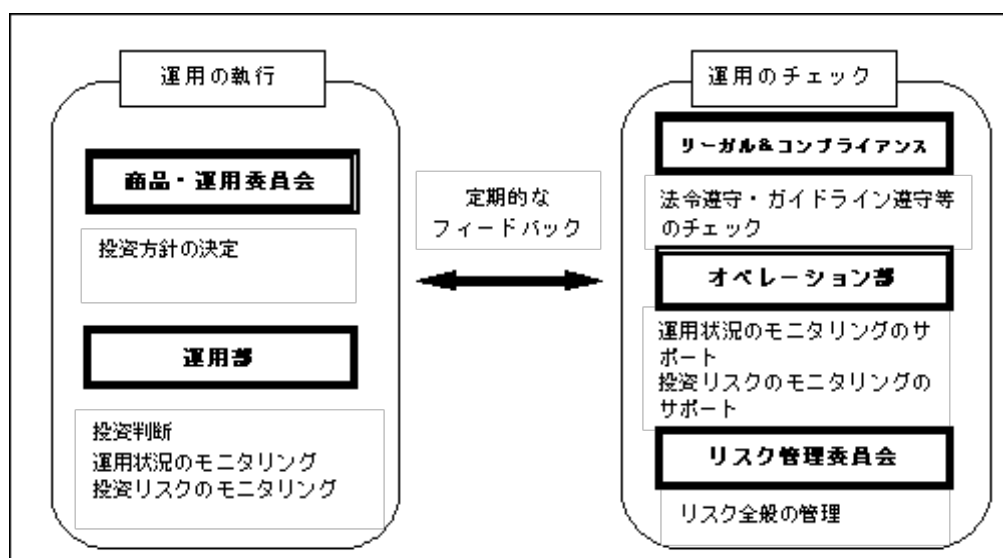
(2) その他の留意点

1. 当ファンドは、預金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
2. 当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。マザーファンドは、複数のベビーファンドの資金を運用する場合があるため、他のベビーファンドからのマザーファンドへの資金流入の動向が、基準価額の変動要因となることがあります。
3. 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
4. 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）が発生した場合に、信託約款の規定にしたがい、委託会社の判断で受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた受益権の取得申込みおよび一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
5. 外国の政治、経済および社会情勢の変化により市場が混乱した場合、有価証券取引および為替取引に対して新たな規制が設けられた場合または金融商品取引所の閉鎖や流動性の極端な減少等があった場合等には、当ファンドの運用方針に沿った運用ができない場合があります。
6. 当ファンドの運用体制、リスク管理体制等は、今後、変更される場合があります。
7. 法令・税制・会計制度等は、今後、変更される可能性があります。

(3) 投資リスクに対する管理体制等

当ファンドの投資リスクに対する管理体制は、以下の通りです。

1. 委託会社における投資リスク管理体制



- ・商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。
- ・運用部は、有価証券の価値等の分析に基づく投資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認を求められます。また、マザーファンドの運用の委託先である投資顧問会社における投資方針の遵守状況および運用状況の確認ならびに投資リスク等のフロント・モニタリングを行うとともに、当該委託先に対して運用状況に関する定期的な報告を求めています。

- ・オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行います。
- ・リーガル&コンプライアンスは、法令や投資ガイドライン等の遵守状況や利益相反の有無等に関する委託先からの定期的な報告を求めるなど所要のモニタリングを行い、必要に応じて指導・勧告を行うとともに、リスク管理委員会に報告します。
- ・リスク全般の管理はリスク管理委員会が行います。
- ・重要報告事項については、リスク管理委員会の各委員が、同委員会等に報告し、審議します。

2. 投資顧問会社における投資リスク管理体制

- ・日次でコンプライアンス・チームが、ガイドラインおよび関係法令の遵守状況の確認を行います。
- ・リスク&パフォーマンス・ミーティングが月次で開催され、運用実績およびリスク管理状況の分析を定期的に行います。

なお、投資リスクに対する管理体制等は平成25年9月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

申込手数料率は、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

< 照会先 >

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

償還乗換え等によるお申込みの場合、申込手数料が優遇される場合があります。詳しくは、お申込みの販売会社にお問合せください。

自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について無手数料で取扱います。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、解約に際しては、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金としてご負担いただきます。

(3)【信託報酬等】

計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.6695%（税抜1.59%）を乗じて得た額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

平成26年4月1日以降は、年率1.7172%となる予定です。なお、下記の配分についても相応分上がります。

	配分
委託会社	年率 0.8400%（税抜 0.80%）
販売会社	年率 0.7875%（税抜 0.75%）
受託会社	年率 0.0420%（税抜 0.04%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

委託会社が受取る報酬には、マザーファンドの投資顧問会社であるP P M S Aへの投資顧問報酬（信託財産の純資産総額に年率0.25%を上限とする率を乗じて得た額）が含まれます。

マザーファンドにおいては、信託報酬はかかりません。

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、受益者に対する公告費用を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

委託会社は、上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のためにを行い、支払った金額を信託財産から受取ることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額を受取る際に、あらかじめ、受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額を受取る代わりに、かかる諸費用の金額を、あらかじめ、合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産から受取ることにもできます。

上記において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、上限、固定率または固定金額を合理的に計算された範囲内で変更することができます。なお、諸費用の上限は、信託財産の純資産総額に年率0.10%を乗じて得た額とします。

上記において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、計算期間を通じて毎日、信託財産に計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末もしくは信託終了のときまたは委託会社が1年以内で相当と定める期間に属する最終の計算期末に、当該諸費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産中から支払われ、委託会社の責任において、実際の支払いに充当します。

上記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せず、かつ、委託会社の合理的判断により当ファンドに関連して生じたと認めるものを含みます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する諸費用、有価証券の借入れを行った場合の品借料、外国における資産の保管等に要する費用等は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産において資金借入れを行った場合の借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおける上記 、 および の費用については、間接的に当ファンドの受益者が負担することになります。なお、当ファンドによるマザーファンドの受益証券の取得申込みおよび一部解約については、手数料および信託財産留保金はかかりません。

上記（４）に掲げる「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

１．個人の受益者に対する課税

a. 収益分配金

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として以下の表の税率による源泉徴収（原則として確定申告は不要です。）が行われます。なお、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

なお、配当控除の適用はありません。

b. 一部解約金および償還金

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）は、譲渡所得として以下の表の税率による申告分離課税が適用されます。

ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合は、原則として確定申告は不要です。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	10.147% （所得税7%、復興特別所得税0.147%、地方税3%）
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

< 損益通算について >

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額について、以下の表の税率で源泉徴収が行われます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

期間	税率
平成25年1月1日以降 平成25年12月31日まで	7.147% (所得税7%、復興特別所得税0.147%)
平成26年1月1日以降 平成49年12月31日まで	15.315% (所得税15%、復興特別所得税0.315%)

平成25年1月1日から平成49年12月31日までは、所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が、当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
3. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

上記の内容は平成25年9月末日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になる場合があります。

税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成25年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	234,145,927	100.06
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	136,711	0.06
合計(純資産総額)		234,009,216	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(平成25年9月30日現在)

国/地域	種類	銘柄名	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	イーストスプリ ング南アフリカ 債券マザーファ ンド	220,497,154	1.1221	247,419,857	1.0619	234,145,927	100.06

種類別投資比率 (平成25年9月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.06
合計	100.06

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

【投資不動産物件】(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】(平成25年9月30日現在)

該当事項はありません。

参考情報

<イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド>

(1) 投資状況

(平成25年9月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	南アフリカ	146,177,508	62.43
特殊債券	南アフリカ	65,049,386	27.78
社債券	南アフリカ	4,660,712	1.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	18,254,475	7.80
合計(純資産総額)		234,142,081	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成25年9月30日現在)

国/ 地域	種類	銘柄名	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
南アフリカ	国債証券	8% REP SOUTH AFRICA	4,140,000	1,053.65	43,621,365	1,004.89	41,602,724	8	2018/12/21	17.77
南アフリカ	国債証券	10.5% REP SOUTH AFRICA	2,490,000	1,232.73	30,695,219	1,160.78	28,903,478	10.5	2026/12/21	12.34
南アフリカ	国債証券	6.25% REP SOUTH AFRICA	3,430,000	757.27	25,974,501	728.62	24,991,670	6.25	2036/3/31	10.67
南アフリカ	国債証券	7.25% REP SOUTH AFRICA	2,200,000	995.71	21,905,624	963.24	21,191,351	7.25	2020/1/15	9.05
南アフリカ	特殊債券	7.85% ESKOM	2,250,000	967.00	21,757,542	910.65	20,489,783	7.85	2026/4/2	8.75
南アフリカ	特殊債券	7.5% ESKOM	2,090,000	858.65	17,945,950	803.63	16,795,986	7.5	2033/9/15	7.17
南アフリカ	国債証券	13.5% REP SOUTH AFRICA	1,400,000	1,150.43	16,106,126	1,093.55	15,309,794	13.5	2015/9/15	6.54
南アフリカ	特殊債券	8.9% S AFRICAN TRANS	1,000,000	1,009.50	10,095,056	953.17	9,531,733	8.9	2027/11/14	4.07
南アフリカ	特殊債券	10% DEVP BANK S AFRICA	900,000	1,125.63	10,130,730	1,058.49	9,526,421	10	2023/2/27	4.07
南アフリカ	国債証券	6.75% REP SOUTH AFRICA	850,000	981.93	8,346,408	928.97	7,896,303	6.75	2021/3/31	3.37
南アフリカ	国債証券	6.5% REP SOUTH AFRICA	800,000	746.08	5,968,666	724.66	5,797,341	6.5	2041/2/28	2.48
南アフリカ	特殊債券	10% ESKOM	500,000	1,157.61	5,788,072	1,080.99	5,404,974	10	2023/1/25	2.31
南アフリカ	社債券	6.86% DENEL SOC LTD	500,000	964.80	4,824,020	932.14	4,660,712	6.86	2017/9/29	1.99
南アフリカ	特殊債券	10.8% S AFRICAN TRANS	300,000	1,172.67	3,518,031	1,100.16	3,300,489	10.8	2023/11/6	1.41
南アフリカ	国債証券	7.75% REP SOUTH AFRICA	50,000	940.08	470,044	969.69	484,847	7.75	2023/2/28	0.21

種類別投資比率

(平成25年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
国債証券	62.43
特殊債券	27.78
社債券	1.99
合計	92.20

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額金額の比率をいいます。

投資不動産物件（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの（平成25年9月30日現在）

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

平成25年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円)		1口当たり 純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(平成22年 8月20日)	409	419	0.9671	0.9911
第2特定期間	(平成23年 2月21日)	385	399	0.9363	0.9723
第3特定期間	(平成23年 8月22日)	365	379	0.8905	0.9245
第4特定期間	(平成24年 2月20日)	328	338	0.8536	0.8786
第5特定期間	(平成24年 8月20日)	303	312	0.8207	0.8447
第6特定期間	(平成25年 2月20日)	291	299	0.9205	0.9445
第7特定期間	(平成25年 8月20日)	222	229	0.7720	0.7960
	平成24年 9月末日	278	-	0.8250	-
	平成24年10月末日	272	-	0.7949	-
	平成24年11月末日	275	-	0.8087	-
	平成24年12月末日	301	-	0.8937	-
	平成25年 1月末日	285	-	0.8720	-
	平成25年 2月末日	285	-	0.9125	-
	平成25年 3月末日	266	-	0.8821	-
	平成25年 4月末日	282	-	0.9736	-
	平成25年 5月末日	251	-	0.8741	-
	平成25年 6月末日	239	-	0.8299	-
	平成25年 7月末日	239	-	0.8253	-
	平成25年 8月末日	224	-	0.7694	-
	平成25年 9月末日	234	-	0.8044	-

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間（平成22年 3月30日～平成22年 8月20日）	0.0240
第2特定期間（平成22年 8月21日～平成23年 2月21日）	0.0360
第3特定期間（平成23年 2月22日～平成23年 8月22日）	0.0340
第4特定期間（平成23年 8月23日～平成24年 2月20日）	0.0250
第5特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	0.0240
第6特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	0.0240
第7特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	0.0240

【収益率の推移】

期間	収益率（％）
第1特定期間（平成22年 3月30日～平成22年 8月20日）	0.9
第2特定期間（平成22年 8月21日～平成23年 2月21日）	0.5
第3特定期間（平成23年 2月22日～平成23年 8月22日）	1.3
第4特定期間（平成23年 8月23日～平成24年 2月20日）	1.3
第5特定期間（平成24年 2月21日～平成24年 8月20日）	1.0
第6特定期間（平成24年 8月21日～平成25年 2月20日）	15.1
第7特定期間（平成25年 2月21日～平成25年 8月20日）	13.5

（注）収益率は、特定期間末分配付基準価額から前特定期間末分配落基準価額を控除した額を前特定期間末分配落基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

< 参考情報 >

※最新の運用実績は別途、委託会社のホームページでご確認いただけます。

※運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。2013年9月30日現在

■基準価額・純資産の推移 期間: 設定日(2010年3月30日)～2013年9月30日



■分配の推移 (1万口当たり・税引前)

決算期	分配金
2013年9月(第41期)	40円
2013年8月(第40期)	40円
2013年7月(第39期)	40円
2013年6月(第38期)	40円
2013年5月(第37期)	40円
直近1年間累計	480円
設定来累計	1,950円

※委託会社の判断で、収益分配を行わないことがあります。

※基準価額は、信託報酬控除後の数値です。

※基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

■主要な資産の状況(マザーファンド)

資産別組入状況

資産の種類	比率(%)
国債、政府機関債	94.28
現金、その他	5.72

※比率は、純資産総額を100%として計算しています。

※国債、政府機関債の比率は経過利子相当分を含んでいます。

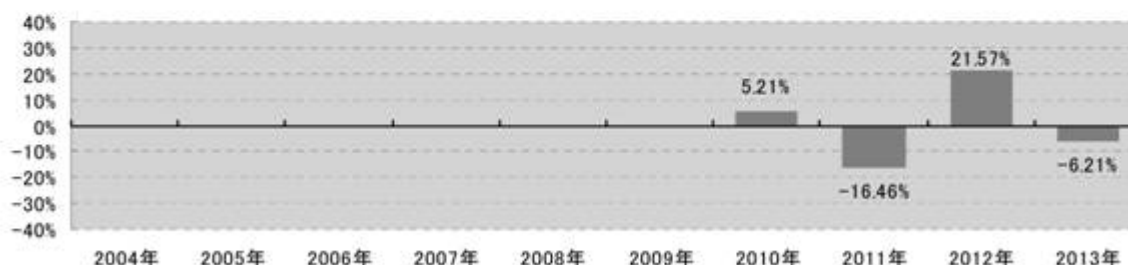
組入上位10銘柄

	銘柄	種類	利率(%)	償還日	比率(%)
1	REP SOUTH AFRICA	国債証券	8.00	2018/12/21	19.27
2	REP SOUTH AFRICA	国債証券	10.50	2026/12/21	13.39
3	REP SOUTH AFRICA	国債証券	6.25	2036/03/31	11.58
4	REP SOUTH AFRICA	国債証券	7.25	2020/01/15	9.82
5	ESKOM	政府機関債	7.85	2026/04/02	9.49
6	ESKOM	政府機関債	7.50	2033/09/15	7.78
7	REP SOUTH AFRICA	国債証券	13.50	2015/09/15	7.09
8	S AFRICAN TRANS	政府機関債	8.90	2027/11/14	4.42
9	DEVP BANK S AFRICA	政府機関債	10.00	2023/02/27	4.41
10	REP SOUTH AFRICA	国債証券	6.75	2021/03/31	3.66

※比率は、組入債券評価額の合計を100%として計算しています。

■年間収益率の推移

※当ファンドにはベンチマークはありません。



※年間収益率は、税引前分配金を全額再投資したものと計算しています。

※2010年は、設定日(2010年3月30日)から2010年12月末までの収益率です。

※2013年は、9月末までの収益率です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1特定 期間	自 平成22年 3月30日 至 平成22年 8月20日	471,482,702	48,133,209	423,349,493
第2特定 期間	自 平成22年 8月21日 至 平成23年 2月21日	76,906,770	89,021,681	411,234,582
第3特定 期間	自 平成23年 2月22日 至 平成23年 8月22日	59,546,950	60,177,333	410,604,199
第4特定 期間	自 平成23年 8月23日 至 平成24年 2月20日	25,315,770	50,924,988	384,994,981
第5特定 期間	自 平成24年 2月21日 至 平成24年 8月20日	24,747,332	40,428,771	369,313,542
第6特定 期間	自 平成24年 8月21日 至 平成25年 2月20日	34,039,524	86,711,198	316,641,868
第7特定 期間	自 平成25年 2月21日 至 平成25年 8月20日	34,449,988	62,352,481	288,739,375

(注) 第1特定期間の設定口数には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

1. 販売会社の毎営業日において、お申込みいただくことができます。ただし、南アフリカ共和国の金融商品取引所の休場日または南アフリカ共和国の銀行休業日にあたる場合は、お申込みを受付けないものとします。

お申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

2. 申込単位は、販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。申込単位の詳細については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

3. 受益権の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、申込手数料がかかります。申込手数料は、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社がそれぞれ別に定める率を、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。基準価額および申込手数料率は、お申込みの販売会社または上記の照会先までお問合せください。

平成26年4月1日以降は、3.78%となる予定です。

4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、すでに受付けた取得申込みの受付を取消すこと、またはその両方を行うことができます。

5. 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行うものとします。

収益分配金の受取方法により、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」と、税金を差引いた後の収益分配金が自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。お申込みの際に「一般コース」または「自動けいぞく投資コース」のいずれかのコースをお選びいただきます。

「一般コース」および「自動けいぞく投資コース」の名称および取扱いは、販売会社により異なりますので、ご注意ください。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、当ファンドの取得申込みに際して、当ファンドにかかる自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。）を当該販売会社との間で結んでいただきます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

1. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1口の整数倍で販売会社がそれぞれ別に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。受益者が一部解約の実行の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求は、原則として毎営業日に受付けます。ただし、南アフリカ共和国の金融商品取引所の休場日または南アフリカ共和国の銀行休業日にあたる場合は、一部解約の実行の請求を受付けないものとします。

一部解約の実行の請求は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
2. 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保金 として控除した価額（解約価額）とします。

信託財産留保金とは、一部解約を実行する投資者と償還時まで投資を続ける投資者との公平性の確保やファンドの残高の安定的な推移を図る目的で、一部解約の実行の請求者から徴収する一定の額をいい、信託財産に繰入れられます。
3. 一部解約金は、販売会社の営業所等において、一部解約の実行の請求を受付けた日より起算して、原則として6営業日目から受益者に支払います。
4. 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、上記1. による一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、すでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取消すこと、またはその両方を行うことができます。
5. 上記4. により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者が一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記2. に準じて計算された価額とします。
6. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主な投資対象資産の評価方法>

マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（参考）マザーファンドの主な投資対象資産の評価方法の概要

公社債等：原則として、次のいずれかの価額で評価するものとします。

日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）

金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）

価格情報会社の提供する価額

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

ファンドの基準価額については、お申込みの販売会社または下記照会先までお問合せください。

その他、原則として計算日の翌日付けの日本経済新聞朝刊にも掲載されます。ファンド名は「虹の国」と略称で掲載されております。

<照会先>

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

電話番号 03 - 5224 - 3400（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）

ホームページアドレス <http://www.eastspringinvestments.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は平成22年3月30日から無期限とします。ただし、下記「(5) その他 1. 信託の終了」に該当する場合には信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

1. 計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。
2. 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、上記「(3) 信託期間」の終了日とします。

(5)【その他】

1. 信託の終了

- a. 委託会社は、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- b. 委託会社は、上記 a. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 上記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本

- c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合についても同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「2. 信託約款の変更等」による決議の結果、当該変更が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- g. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、下記「2. 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。また、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

2. 信託約款の変更等

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本2.に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項（上記a.の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3. 信託契約に関する監督官庁の命令

- a. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- b. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款の変更をしようとするときは、上記「2. 信託約款の変更等」の規定にしたがいます。

4. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

5. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a. 委託会社は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

6. 運用報告書

委託会社は、6ヵ月ごと（毎年2月および8月）の決算時および償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。

7. 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、販売会社を通じて受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

8. 関係法人との契約の更改等に関する手続き

- a. 委託会社は、投資一任契約に基づき、投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。ただし、投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。また、委託会社および投資顧問会社は、30日前までに相手方に事前通知を行うことにより、当該契約を解約することができます。
- b. 販売会社は、委託会社との間の投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約に基づいて、受益権の募集の取扱い等を行います。この場合、別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含むものとします。この受益権の募集等の取扱い等に関する契約において、有効期間満了の3ヵ月前までに、当事者のいずれからでも何らの意思表示がないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

9. 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

4【受益者の権利等】

収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、計算期間終了日から起算して5営業日まで）から決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として、信託終了日（信託終了日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- （３）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（平成25年2月21日から平成25年8月20日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

イーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前特定期間 (平成25年 2 月20日現在)	当特定期間 (平成25年 8 月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	198,120	141,388
親投資信託受益証券	293,301,013	224,478,450
未収入金	6,216,077	1,749,255
流動資産合計	299,715,210	226,369,093
資産合計	299,715,210	226,369,093
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,266,567	1,154,957
未払解約金	6,414,197	1,890,643
未払受託者報酬	10,061	7,979
未払委託者報酬	389,806	309,185
その他未払費用	151,551	109,742
流動負債合計	8,232,182	3,472,506
負債合計	8,232,182	3,472,506
純資産の部		
元本等		
元本	316,641,868	288,739,375
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,158,840	65,842,788
（分配準備積立金）	5,183,321	6,478,510
元本等合計	291,483,028	222,896,587
純資産合計	291,483,028	222,896,587
負債純資産合計	299,715,210	226,369,093

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前特定期間 自 平成24年 8 月21日 至 平成25年 2 月20日	当特定期間 自 平成25年 2 月21日 至 平成25年 8 月20日
営業収益		
受取利息	56	47
有価証券売買等損益	44,060,291	33,569,964
営業収益合計	44,060,347	33,569,917
営業費用		
受託者報酬	59,555	54,408
委託者報酬	2,307,667	2,108,272
その他費用	151,551	109,742
営業費用合計	2,518,773	2,272,422
営業利益又は営業損失（ ）	41,541,574	35,842,339
経常利益又は経常損失（ ）	41,541,574	35,842,339
当期純利益又は当期純損失（ ）	41,541,574	35,842,339
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	979,541	365,691
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	66,210,083	25,158,840
剰余金増加額又は欠損金減少額	14,006,663	6,126,719
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	14,006,663	6,126,719
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,537,701	4,328,396
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,537,701	4,328,396
分配金	7,979,752	7,005,623
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,158,840	65,842,788

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

当特定期間	
自	平成25年2月21日
至	平成25年8月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	
親投資信託受益証券につきましては、移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

区 分	前特定期間 (平成25年2月20日現在)	当特定期間 (平成25年8月20日現在)
1 . 元本の推移		
期首元本額	369,313,542円	316,641,868円
期中追加設定元本額	34,039,524円	34,449,988円
期中一部解約元本額	86,711,198円	62,352,481円
2 . 特定期間末日における 受益権の総数	316,641,868口	288,739,375口
3 . 投資信託財産計算規則 第55条の6第1項第10 号に規定する額	元本の欠損 25,158,840円	元本の欠損 65,842,788円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前特定期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	当特定期間 自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日
1．分配金の計算過程 平成24年8月21日から平成24年9月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,418,148円）、信託約款に規定する収益調整金(443,229円)及び分配準備積立金（4,411,431円）より、分配対象収益は6,272,808円(1万口当たり186円)であり、うち1,346,369円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成24年9月21日から平成24年10月22日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,302,253円）、信託約款に規定する収益調整金(536,808円)及び分配準備積立金（4,453,649円）より、分配対象収益は6,292,710円(1万口当たり185円)であり、うち1,357,742円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成24年10月23日から平成24年11月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,279,243円）、信託約款に規定する収益調整金(556,576円)及び分配準備積立金（4,419,232円）より、分配対象収益は6,255,051円(1万口当たり183円)であり、うち1,364,770円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成24年11月21日から平成24年12月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,740,178円）、信託約款に規定する収益調整金(540,861円)及び分配準備積立金（4,308,003円）より、分配対象収益は6,589,042円(1万口当たり195円)であり、うち1,347,076円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	1．分配金の計算過程 平成25年2月21日から平成25年3月21日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,330,644円）、信託約款に規定する収益調整金(815,081円)及び分配準備積立金（4,990,875円）より、分配対象収益は7,136,600円(1万口当たり233円)であり、うち1,222,826円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成25年3月22日から平成25年4月22日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,856,120円）、信託約款に規定する収益調整金(866,872円)及び分配準備積立金（4,830,164円）より、分配対象収益は7,553,156円(1万口当たり258円)であり、うち1,170,004円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成25年4月23日から平成25年5月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,478,778円）、費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益(680,033円)、信託約款に規定する収益調整金(912,475円)及び分配準備積立金（5,374,171円）より、分配対象収益は8,445,457円(1万口当たり294円)であり、うち1,148,259円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成25年5月21日から平成25年6月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,127,569円）、信託約款に規定する収益調整金(1,203,237円)及び分配準備積立金（6,190,405円）より、分配対象収益は8,521,211円(1万口当たり295円)であり、うち1,154,638円(1万口当たり40円)を分配金額としております。

前特定期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	当特定期間 自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日
平成24年12月21日から平成25年1月21日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,779,378円）、信託約款に規定する収益調整金(583,198円)及び分配準備積立金（4,491,884円）より、分配対象収益は6,854,460円(1万口当たり211円)であり、うち1,297,228円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成25年1月22日から平成25年2月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,751,038円）、信託約款に規定する収益調整金(783,724円)及び分配準備積立金（4,698,850円）より、分配対象収益は7,233,612円(1万口当たり228円)であり、うち1,266,567円(1万口当たり40円)を分配金額としております。	平成25年6月21日から平成25年7月22日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,688,377円）、信託約款に規定する収益調整金(1,337,963円)及び分配準備積立金（6,061,215円）より、分配対象収益は9,087,555円(1万口当たり314円)であり、うち1,154,939円(1万口当たり40円)を分配金額としております。 平成25年7月23日から平成25年8月20日までの計算期間 計算期間末の費用控除後の配当等収益（1,157,025円）、信託約款に規定する収益調整金(1,482,518円)及び分配準備積立金（6,476,442円）より、分配対象収益は9,115,985円(1万口当たり315円)であり、うち1,154,957円(1万口当たり40円)を分配金額としております。
2．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 信託財産の純資産総額に年10,000分の25以内の率を乗じて得た金額	2．信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 同左

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

前特定期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	当特定期間 自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1. 金融商品に対する取組方針 同左
2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。	2. 金融商品の内容及びそのリスク 同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	3. 金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

前特定期間 自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	当特定期間 自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前特定期間 (平成25年2月20日現在)	当特定期間 (平成25年8月20日現在)
	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	最終計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	13,447,474	21,919,080
合計	13,447,474	21,919,080

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

区 分	前特定期間 (平成25年2月20日現在)	当特定期間 (平成25年8月20日現在)
１口当たりの純資産額 (１万口当たりの純資産額)	0.9205円 (9,205円)	0.7720円 (7,720円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

１．有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（平成25年8月20日現在）

種 類	銘 柄	券面総額(口)	評価額(円)	備 考
親投資信託 受益証券	イーストスプリング南アフリ カ債券マザーファンド	221,729,011	224,478,450	-
合 計	-	221,729,011	224,478,450	-

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は口数を表示しております。

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

当ファンドは、「イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、全て同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

（１）貸借対照表

区 分	注記 番号	(平成25年2月20日現在)	(平成25年8月20日現在)
		金 額(円)	金 額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		439,405	1,880,393
コール・ローン		11,885,548	8,094,299
国債証券		195,834,959	139,267,055
特殊債券		76,058,373	61,688,679
社債券		5,299,417	4,528,065
派生商品評価勘定		-	98,250
未収入金		3,382,577	7,097,745
未収利息		6,520,674	5,415,352
前払費用		101,936	203,640
流動資産合計		299,522,889	228,273,478
資産合計		299,522,889	228,273,478
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		6,600	-
未払金		-	2,049,739
未払解約金		6,216,077	1,749,255
流動負債合計		6,222,677	3,798,994
負債合計		6,222,677	3,798,994
純資産の部			
元本等			
元本	1、2	251,825,374	221,729,011
剰余金			
剰余金又は欠損金()		41,474,838	2,745,473
元本等合計		293,300,212	224,474,484
純資産合計		293,300,212	224,474,484
負債純資産合計		299,522,889	228,273,478

（注）「イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年2月21日から翌年2月20日までであります。

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価評価しております。 (1) 金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外国証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場又は清算値段）で評価しております。計算期間の末日に当該金融商品取引所の最終相場等がない場合には、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。 (2) 金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会の店頭売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物売買相場が発表されていない通貨については、対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条、61条に基づいて、外貨建取引の記録、及び外貨の売買を処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	(平成25年2月20日現在)	(平成25年8月20日現在)
1. 元本の推移		
期首元本額	304,921,717 円	251,825,374 円
期中追加設定元本額	14,177,920 円	12,338,873 円
期中一部解約元本額	67,274,263 円	42,435,236 円
元本の内訳		
イーストスプリング南アフリカ 債券ファンド（毎月決算型）	251,825,374 円	221,729,011 円
合 計	251,825,374 円	221,729,011 円
2. 本報告書における開示対象ファン ドの特定期間末日における受益権 の総数	251,825,374 口	221,729,011 口

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日
1．金融商品に対する取組方針 当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針です。 また、有価証券等の金融商品は投資として運用することを目的としております。	1．金融商品に対する取組方針 同左
2．金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品は有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券及びデリバティブ取引は、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 これらは、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、及び流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の為替変動リスクの低減、並びに信託財産に属する外貨建資金の受渡を行なうことを目的として、為替予約取引を利用しております。	2．金融商品の内容及びそのリスク 同左
3．金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会である商品・運用委員会を設け、パフォーマンスの分析及び運用リスクの管理を行なっております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を分析・把握し、投資方針への準拠性等の管理を行なっております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	3．金融商品に係るリスク管理体制 同左

金融商品の時価等に関する事項

自 平成24年8月21日 至 平成25年2月20日	自 平成25年2月21日 至 平成25年8月20日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
2. 時価の算定方法 国債証券、特殊債券、社債券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 派生商品評価勘定 「（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「（デリバティブ取引等に関する注記）取引の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成25年2月20日現在）	（平成25年8月20日現在）
	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）	当計算期間の 損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	8,855,518	11,496,610
特殊債券	6,302,702	7,115,780
社債券	4,417	265,931
合計	15,162,637	18,878,321

（注）上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成24年2月21日から平成25年2月20日まで及び平成25年2月21日から平成25年8月20日まで）に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(平成25年2月20日現在)

区 分	種 類	契約額等（円）		時 価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 南アフリカ ランド	4,225,400	-	4,232,000	6,600
合 計		4,225,400	-	4,232,000	6,600

(平成25年8月20日現在)

区 分	種 類	契約額等（円）		時 価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 南アフリカ ランド	4,883,250	-	4,785,000	98,250
合 計		4,883,250	-	4,785,000	98,250

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	(平成25年2月20日現在)	(平成25年8月20日現在)
1口当たりの純資産額 (1万口当たりの純資産額)	1.1647円 (11,647円)	1.0124円 (10,124円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

1. 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成25年8月20日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
南アフリカランド	国債証券	6.25% REP SOUTH AFRICA	3,380,000.00	2,386,584.20	
		6.5% REP SOUTH AFRICA	800,000.00	563,616.00	
		6.75% REP SOUTH AFRICA	850,000.00	794,282.50	
		7.25% REP SOUTH AFRICA	2,200,000.00	2,144,951.60	
		8% REP SOUTH AFRICA	4,140,000.00	4,248,811.62	
		10.5% REP SOUTH AFRICA	2,440,000.00	2,809,235.44	
		13.5% REP SOUTH AFRICA	1,400,000.00	1,589,789.60	
	小計		15,210,000.00	14,537,270.96 (139,267,055)	
	特殊債券	7.5% ESKOM	2,090,000.00	1,640,277.98	
		7.85% ESKOM	2,250,000.00	2,031,801.75	
		8.9% S AFRICAN TRANS	1,000,000.00	943,062.00	
		10% DEVP BANK S AFRICA	900,000.00	952,571.70	
		10% ESKOM	500,000.00	542,016.00	
		10.8% S AFRICAN TRANS	300,000.00	329,589.90	
	小計		7,040,000.00	6,439,319.33 (61,688,679)	
	社債券	6.86% DENEL SOC LTD	500,000.00	472,658.15	
	小計		500,000.00	472,658.15 (4,528,065)	
南アフリカランド小計				205,483,799 (205,483,799)	
合計				205,483,799 (205,483,799)	

有価証券明細表注記

- （注）１．小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- ２．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- ３．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
南アフリ カランド	国債証券 7銘柄	67.8%	100.0%
	特殊債券 6銘柄	30.0%	
	社債券 1銘柄	2.2%	

２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（２）注記表（デリバティブ取引等に関する注記）の取引の時価等に関する事項に記載されております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成25年9月30日現在)

資産総額	235,434,473 円
負債総額	1,425,257 円
純資産総額 (-)	234,009,216 円
発行済口数	290,904,670 口
1口当たり純資産額 (/)	0.8044 円

参考情報

<イーストスプリング南アフリカ債券マザーファンド>

純資産額計算書

(平成25年9月30日現在)

資産総額	235,211,983 円
負債総額	1,069,902 円
純資産総額 (-)	234,142,081 円
発行済口数	220,497,154 口
1口当たり純資産額 (/)	1.0619 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当するものではありません。

2. 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

3. 譲渡制限の内容

受益権の譲渡制限は設けておりません。

4. 受益権の譲渡の方法

(1) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(2) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5. 受益証券の不発行

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

6. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

8. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

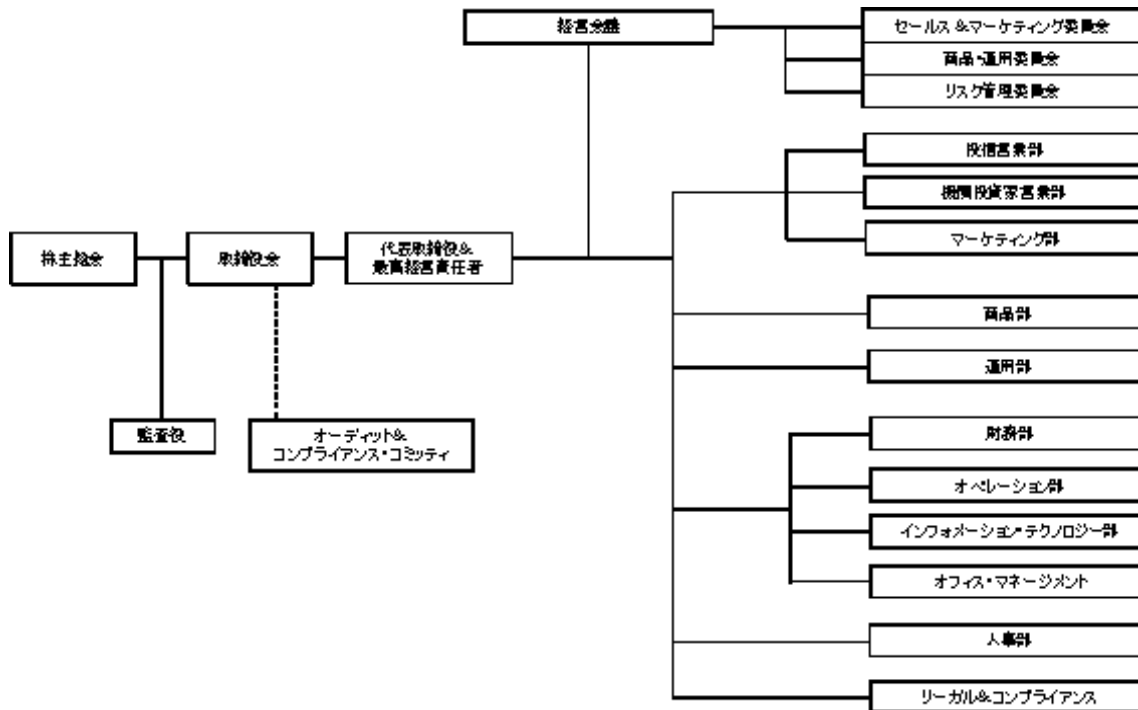
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等（平成25年9月末日現在）

資本金の額	649.5百万円
発行する株式の総数	30,000株
発行済株式総数	23,060株

(2) 委託会社の機構（平成25年9月末日現在）



・ 会社の意思決定機構

取締役会は、当社の業務方針その他重要な事項を決し、取締役の職務の執行を監督する機関で、3名以上の取締役全員をもって構成します。取締役は株主総会において選任されます。ただし、この選任については累積投票によらないものとします。取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了のときまでとし、任期満了前に退任した取締役の後任として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時まで、また、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上、また、副社長、専務取締役および常務取締役各1名以上を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長は、取締役会ごとに出席取締役の中から選任します。取締役会の招集通知は少なくとも7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、取締役および監査役の全員の同意をもって、期間を短縮、または省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、経営会議の上申する業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行います。

・ 運用体制

委託会社では、株式・債券などの有価証券に投資する以上、その証券が持つ本源的価値以上の価格で取引されている有価証券に投資するべきでないとの運用哲学のもと、運用を行っております。

委託会社における意思決定プロセスは、まず商品・運用委員会において投資方針の決定を行います。運用部は投資環境の調査・分析を行います。これらの調査・分析結果を踏まえ、商品・運用委員会により決定された投資方針に基づいて、運用部が投資判断を行います。投

資判断を行うにあたっては、ガイドラインに抵触しないことの確認が求められます。また、投資リスクのモニタリング等も行います。

運用部から独立したリーガル＆コンプライアンスは、法令遵守・ガイドライン遵守等のチェックを行います。オペレーション部は、運用状況および投資リスクのモニタリングのサポートを行い、必要なデータ等を提供します。これらの結果を運用部にフィードバックすることにより、精度の高い運用体制を維持できるように努めております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成25年9月末日現在、以下の通りです（親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託（公募投資信託）	17	229,594 百万円
追加型株式投資信託（私募投資信託）	4	430,670 百万円
合計	21	660,265 百万円

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
また、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,976,126	1,729,168
前払費用	18,825	14,755
未収委託者報酬	1,211,935	1,147,799
未収入金	28,253	20,623
未収消費税等	8,578	7,603
繰延税金資産	85,943	100,224
流動資産合計	3,329,664	3,020,175
固定資産		
有形固定資産	1	1
建物	96,710	90,093
器具備品	51,681	44,594
リース資産	17,323	14,885
有形固定資産合計	165,715	149,573
無形固定資産	2	2
ソフトウェア	6,263	10,678
電話加入権	288	288
無形固定資産合計	6,551	10,966
投資その他の資産		
長期差入保証金	95,642	89,394
繰延税金資産	34,339	39,364
その他	16,889	16,007
投資その他の資産合計	146,871	144,766
固定資産合計	319,138	305,307
資産合計	3,648,802	3,325,482
負債の部		
流動負債		
未払金		
未払手数料	838,786	589,560
関係会社未払金	1,722	197,815
その他未払金	18,853	37,686
未払費用	112,953	75,375
未払法人税等	146,290	134,875
預り金	64,148	52,825
賞与引当金	154,807	187,766
リース債務	5,575	5,644
流動負債合計	1,343,138	1,281,550
固定負債		
退職給付引当金	90,244	103,937
リース債務	12,614	9,985
固定負債合計	102,858	113,922
負債合計	1,445,997	1,395,473
純資産の部		
株主資本		
資本金	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金	616,875	616,875
資本剰余金合計	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	936,429	663,634
利益剰余金合計	936,429	663,634
株主資本合計	2,202,804	1,930,009
純資産合計	2,202,804	1,930,009
負債・純資産合計	3,648,802	3,325,482

(2)【損益計算書】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,030,477	5,353,243
その他営業収益	-	146
営業収益合計	6,030,477	5,353,389
営業費用		
支払手数料	2,535,532	2,089,707
広告宣伝費	167,903	192,734
調査費	152,904	159,018
委託調査費	1,052,463	1,072,846
委託計算費	34,702	37,417
通信費	15,408	12,853
諸会費	7,531	6,373
営業費用合計	3,966,446	3,570,951
一般管理費		
役員報酬	228,106	297,229
給料・手当	476,371	431,731
賞与	49,360	24,453
交際費	9,136	9,202
旅費交通費	40,750	30,982
租税公課	7,129	13,397
不動産賃借料	113,406	111,778
退職給付費用	47,175	84,663
固定資産減価償却費	24,241	25,646
採用費	12,426	2,682
専門家報酬	32,829	11,591
業務委託費	20,309	19,213
敷金の償却	5,365	5,365
諸経費	44,603	40,193
一般管理費合計	1,111,213	1,108,132
営業利益	952,817	674,305
営業外収益		
受取利息	86	103
受取配当金	570	474
為替差益	4,932	-
不動産賃貸収益	-	4,848
雑収入	79	-
営業外収益合計	5,668	5,426
営業外費用		
為替差損	-	37,775
雑損失	-	881
営業外費用合計	-	38,657
経常利益	958,486	641,075
特別損失		
固定資産除却損	684	848
固定資産売却損	-	132
事務所移転費	3,824	-
特別損失合計	4,508	981
税引前当期純利益	953,977	640,093
法人税、住民税及び事業税	426,451	332,195
法人税等調整額	29,342	19,305
法人税等合計	455,793	312,889
当期純利益	498,183	327,204

(3)【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	649,500	649,500
当期末残高	649,500	649,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	616,875	616,875
当期末残高	616,875	616,875
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	1,038,246	936,429
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	936,429	663,634
株主資本合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009
純資産合計		
当期首残高	2,304,621	2,202,804
当期変動額		
剰余金の配当	600,000	600,000
当期純利益	498,183	327,204
株主資本以外の項目の 期中の変動額（純額）	-	-
当期変動額合計	101,816	272,795
当期末残高	2,202,804	1,930,009

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

平成19年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

平成19年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物	10年～18年
器具備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
但し、当期の計上額はありません。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職金の支払に備えて、当社退職金規程及び特別退職慰労引当金規程に基づく当期末自己都合退職金要支給額を計上しております。また、内規に基づく役員退職慰労引当金を退職給付引当金に含めて計上しております。

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
建物	13,575 千円	20,434 千円
器具備品	25,695 千円	32,238 千円
リース資産	8,416 千円	7,176 千円
計	47,688 千円	59,849 千円

- 2 無形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日現在)	当事業年度 (平成25年3月31日現在)
ソフトウェア	2,524 千円	4,590 千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月30日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成23年3月31日	平成23年7月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

剰余金の配当の総額	600百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	26,019円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年7月 1日

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,060	-	-	23,060
合計	23,060	-	-	23,060

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成24年6月29日 定時株主総会	普通株式	600	利益剰余金	26,019	平成24年3月31日	平成24年7月1日

（リース取引関係）

1. ファイナンスリース取引

所有権移転外ファイナンスリース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、コピー機(器具備品)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「1. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	80,972 千円	- 千円
1年超	- 千円	- 千円
合計	80,972 千円	- 千円

（金融商品関係）

(1) 金融商品の状況に関する事項

金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業などの金融サービス事業を行っております。そのため、資金運用については、預金等の短期的で安全性の高い金融資産に限定し、顧客利益に反しない運用を行っております。また、借入等の資金調達及びデリバティブ取引は行っておりません。

金融商品の内容およびリスク

営業債権である未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっております。

長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

また、営業債務である未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。

金融商品に係るリスク管理体制

当社は、営業債権について、定期的に期日管理及び残高管理を行っております。

また、長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、定期的に管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下の通りであります。

前事業年度（平成24年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,976,126	1,976,126	-
未収委託者報酬	1,211,935	1,211,935	-
長期差入保証金	95,642	95,642	-
未払金	(859,362)	(859,362)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
現金及び預金	1,729,168	1,729,168	-
未収委託者報酬	1,147,799	1,147,799	-
長期差入保証金	89,394	89,394	-
未払金	(825,062)	(825,062)	-

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

現金及び預金、未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,976,126	-	-	-
未収委託者報酬	1,211,935	-	-	-
長期差入保証金	14,726	80,916	-	-
合計	3,202,789	80,916	-	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,729,168	-	-	-
未収委託者報酬	1,147,799	-	-	-
長期差入保証金	13,843	75,550	-	-
合計	2,890,811	75,550	-	-

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職金制度の概要

退職一時金制度を採用しております。退職給付会計に関する実務指針（平成11年9月14日 日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。また、一部の従業員を対象とした特別退職慰労金規程に基づく当期末所要額及び内規に基づく役員退職慰労金の当期末所要額も退職給付引当金に含めて計上しております。

2. 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
退職給付債務	90,244 千円	103,937 千円
退職給付引当金	90,244 千円	103,937 千円

3. 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
退職給付費用	47,175 千円	84,663 千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金損金算入限度超過額	58,842 千円	71,370 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	32,163 千円	37,042 千円
未払費用否認額	5,856 千円	11,541 千円
未払事業税	11,083 千円	11,955 千円
その他	12,338 千円	7,678 千円
繰延税金資産の総額	120,282 千円	139,587 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.69 %	38.01 %
(調整)		
住民税均等割	0.10 %	0.15 %
交際費等永久差異	0.39 %	1.08 %
役員給与永久差異	5.13 %	9.60 %
その他	0.33 %	0.04 %
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.14 %	- %
税効果会計適用後の法人税の負担率	47.78 %	48.88 %

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

前事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	323,627	未払金	71,157
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注1)	14,260	未払金	2,414
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール) リミテッド(注2)	シンガポール	1百万 シンガポール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注1)	713,699	未払金	126,553
							情報関連費の 支払	27,921	未払金	817
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	41,766	未払金	905

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

(注2) 2012年2月14日付でブルーデンシャル・アセット・マネジメント(シンガポール)リミテッドから社名変更しております。

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有(被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	ピーピーエム アメリカ インク	米国 イリノイ州	1千 米ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	234,835	未払金	17,141
同一の親会社をもつ会社	エム アンド ジー インベストメント マネジメント リ ミテッド	英国 ロンドン市	9,350千 英ポンド	投資運用 業	なし	調査業務の委託	委託調査費の 支払(注)	12,078	未払金	389
同一の親会社をもつ会社	イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール) リミテッド	シンガポール	1百万 シンガポール ドル	投資運用 業	なし	調査業務の委託 システム情報 関係契約 役員の兼任	委託調査費の 支払(注)	825,205	未払金	169,259
							情報関連費の 支払	25,956	未払金	3,548
親会社の子会社	イーストスプリング・インベストメンツ・サービス・プライベートリミテッド	シンガポール	1千5万 シンガポール ドル	その他 サービス 業	なし	商標使用契約 役員の兼任	ロイヤリティの 支払	15,411	未払金	6,010
親会社の親会社	ブルーデンシャル・ホールディングス・リミテッド	英国 ロンドン市	623百万 英ポンド	持株会社	なし	管理業務の委託	業務委託	49,923	未払金	1,346

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 委託調査費は、第三者との取引と同様の契約に基づき決定されております。

2. 親会社に関する注記

プルデンシャル・コーポレーション・ホールディングス・リミテッド（非上場）

(資産除去債務関係)

当社は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき、オフィスの退去時における原状回復に係る債務を、資産除去債務として認識しております。

なお、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積もり、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。なお、見積もりに当たり、使用見込期間は入居時から10年間を採用しております。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	6,030,477

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

（単位 千円）

外部顧客への売上高	5,353,389

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	95,524円84銭	83,695円11銭
1株当たり当期純利益	21,603円70銭	14,189円26銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月 1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純利益	498,183 千円	327,204 千円
普通株式の期中平均株式数	23,060 株	23,060 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社および当ファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社>

名 称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成25年3月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (平成25年3月末日現在)	事業の内容
株式会社中国銀行	15,149百万円	銀行法に基づき、銀行業を営んでいます。
株式会社大垣共立銀行	36,166百万円	
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円	
カブドットコム証券株式会社	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
マネックス証券株式会社	7,425百万円	

(3) 投資顧問会社

名 称 ブルーデンシャル・ポートフォリオ・マネジャーズ（南アフリカ）（Pty）リミテッド（Prudential Portfolio Managers（South Africa）（Pty）Limited）（略称：PPMSA）（注）

資本金の額 423,100南アフリカランド（平成24年12月末日現在）

事業の内容 南アフリカ共和国において、有価証券等にかかる投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

（注）PPMSAは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社（以下「最終親会社」）の間接子会社です。なお、最終親会社およびPPMSAは、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託者として信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部につき、再信託受託会社に委託することがあります。

(2) 販売会社

当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金および償還金の支払いに関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

委託会社より、マザーファンドの運用の指図に関する権限の一部につき委託を受けて投資判断・発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

委託会社とマザーファンドの運用委託先である投資顧問会社との間に資本関係はありません。

第3【参考情報】

金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類のうち、当特定期間において提出したものは以下のとおりです。

平成25年 2月27日	臨時報告書
平成25年 5月16日	有価証券報告書
平成25年 5月16日	有価証券届出書
平成25年 5月27日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年10月9日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているイーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）の平成25年2月21日から平成25年8月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング南アフリカ債券ファンド（毎月決算型）の平成25年8月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月14日

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 平栗 郁朗
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているイーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。